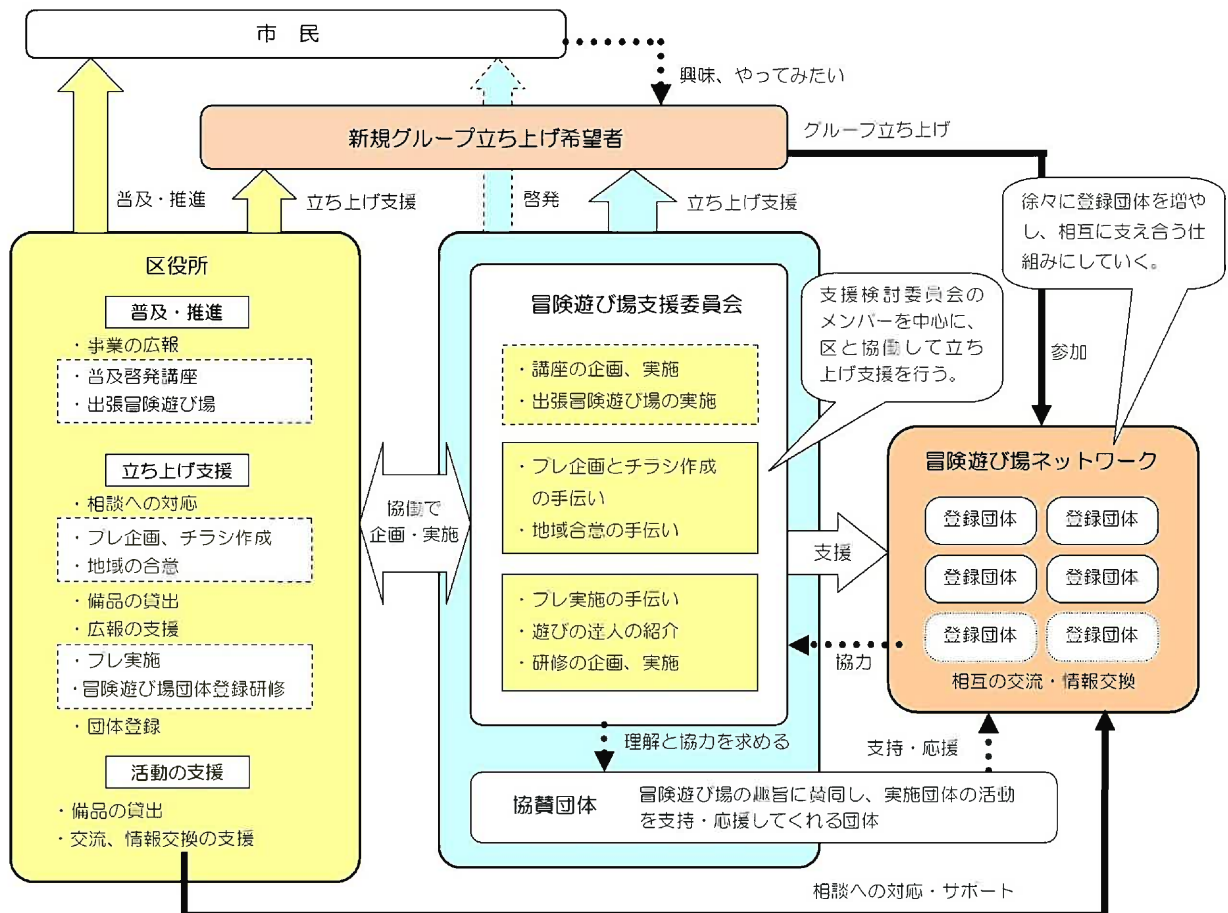


## 第4章 冒険遊び場を広めるために

### 1. 事業の実施推進体制

#### (1) 実施推進体制のイメージ（初動期）



#### (2) それぞれの役割、活動目的

##### 【宮前区役所】

支援検討委員会で事務局を担った4課が連携・協力して、冒険遊び場活動支援事業の実施・推進を行う。主な役割分担は以下のとおり。

- ・ こども支援室 … 相談への対応、団体登録、交流・情報交換の支援
- ・ 地域振興課 … 地域合意の支援（町内会・自治会）、各団体への協力依頼
- ・ 道路公園センター … 地域合意の支援（公園管理運営協議会）、開催許可、物品貸出
- ・ 企画課 … 事業の広報、広報の支援

新規グループの立ち上げ支援及び普及啓発に関する事業の一部は、「冒険遊び場支援委員会」と協働して企画・実施を行うことで、効率的かつ効果的に事業を推進する。

### 【冒険遊び場支援委員会】

冒険遊び場を立ち上げ、広め、継続していくための組織。

当面は新規グループの立ち上げ支援を行って登録団体を増やし、冒険遊び場ネットワークの活動が軌道に乗った後は、登録団体の活動が継続していくよう支援を行っていく。

- ① 冒険遊び場実施団体の立ち上げに向けた具体的な支援を行う（プレ実施の補助）
- ② 冒険遊び場の趣旨と理念を周知し、地域全体で冒険あそび場を支えるため理解と協力を得る（シンポジウムの企画と実施）
- ③ 冒険遊び場を広めるため実施団体の立ち上げ促進に向けた活動を行う（講座の企画と実施）
- ④ 冒険遊び場ネットワークの活動に対して支援を行う

### 【冒険遊び場ネットワーク】

登録団体が相互の交流や情報交換を行うためのネットワーク組織。

交流事業や情報交換会、学習会等の活動を通して相互に支え合う仕組みを作り、各団体が自立的な活動を続けていけるようにする。

- ① 活動における悩み、疑問、不安、勉強したいことなど、メンバー間で気軽に相談や情報交換ができる場を設ける
- ② 年度末にすべての登録団体による活動報告会を行い、その成果を広く周知する
- ③ 物品の貸し借りや開催の手伝いなど、必要に応じて団体相互の活動に対する支援を行う
- ④ 新規団体の立ち上げ支援に協力し、ネットワークへの参加団体を増やしていく

### 【協賛団体】

冒険遊び場の趣旨に賛同し、登録団体の活動を支持・応援してくれる団体。

直接的な支援や手伝いはできないが、冒険遊び場の意義を認めて各団体の活動を暖かく見守り、地域との架け橋になってくれる存在。

町内会・自治会、地域教育会議、PTA、子ども会、青少年指導員連絡協議会、民生児童委員協議会、老人クラブ、社会福祉協議会、ボーイスカウト、ガールスカウト、子育てグループ、おやじの会、などに働きかけて協賛団体を募る

## 2. 平成23年度以降の事業展開

---

### (1) 当面の取組（平成23年度）

#### 【積極的な広報・啓発活動の展開】

様々な広報媒体や手段を活用して、事業概要や冒険遊び場の趣旨等について積極的に広報・啓発活動を展開していく。

- ・ 市政だより、区ホームページに情報を掲載
- ・ 告知のチラシを作成し、町内会回覧や掲示板にて周知
- ・ 区が実施するいろいろな世代を対象にした講座等で紹介
- ・ 子育てグループや子ども会など、冒険遊び場の担い手になってくれそうな団体や組織に対して積極的にピーアール

#### 【支援要綱の運用開始、ネットワークの立ち上げ】

区は、冒険遊び場活動支援要綱に基づいて既存団体の登録を開始し、同時に、登録団体をメンバーとした「冒険遊び場ネットワーク」を立ち上げる。

#### 【冒険遊び場支援委員会の立ち上げ】

支援検討委員会の有志メンバーが中心となって「冒険遊び場支援委員会」を立ち上げ、区役所と協働で活動の立ち上げを希望するグループに対する支援を開始する。

また、シンポジウムや講座、出張冒険遊び場など、冒険遊び場の趣旨や理念を地域に広める事業の企画を行政と協働で始める。

#### 【冒険遊び場シンポジウムの開催】

冒険遊び場活動支援事業をスタートし、区内に冒険遊び場を広めていくことを多くの人達に知ってもらうため、区内の各種団体や関係機関、NPO、市民活動グループ、一般の市民などを集めて「冒険遊び場シンポジウム」を行う。

##### シンポジウムで周知する事項

- ・ 区民会議からの提案内容
- ・ 宮前区版冒険遊び場の趣旨と理念
- ・ 既存の冒険遊び場実施団体による活動紹介
- ・ 冒険遊び場活動支援事業における具体的な支援内容

シンポジウムでは、実際に担い手になってくれそうな個人やグループに対して積極的にピーアールを行うほか、冒険遊び場の趣旨に賛同して実施団体の活動を支持・応援してくれる協賛団体を募集する。

### 【冒険遊び場づくり講座の実施】

冒険遊び場への理解を深め、担い手の裾野を広げるための「冒険遊び場づくり講座」を宮前市民館の協力を得て、市民自主企画事業形式で企画・実施する。

冒険遊び場支援委員会のメンバーが講座の企画委員として参画し、宮前区版冒険遊び場の趣旨と理念を伝えるとともに、受講者による新たな冒険遊び場活動団体の立ち上げを積極的に推進していく。

### 【出張冒険遊び場の実施】

多くの市民に冒険遊び場を知ってもらい、実際に体験してもらう機会として、区内の各地区の公園で「出張冒険遊び場」を実施する。

広報的な意味も含めた大々的なイベントとし、時期と場所を変えて複数個所で実施する。冒険遊び場の面白さや楽しさを知ってもらい、自分たちもやってみたいと思わせる企画にする。

### 【冒険遊び場団体登録研修の実施】

冒険遊び場活動支援要綱に基づいて新規グループの団体登録を行うにあたり、冒険遊び場団体登録研修を行う。プレ実施の振り返りや、既存の冒険遊び場団体の活動の見学を通して、以下の3点について再確認する。

- ① 宮前区版冒険遊び場の趣旨（公的な活動であること、実施団体としての心構え）
- ② リスクとハザードに関する安全管理
- ③ 事故やケガが起きた際の緊急対応

## (2) 中期的な取組（第3期実行計画期間）

### 【この事業で目指す目標】

- ・ こどもが徒歩または自転車で行くことのできる範囲（概ね中学校区程度の範囲）ごとに冒険遊び場ができることを目標に取組を進める。

### 【冒険遊び場をひろめていくための取組】

- ・ 各年度2か所程度ずつ冒険遊び場が増えることを目指して、地域と調整のうえ「出張冒険遊び場」や「冒険遊び場づくり講座」等の活動を進めていく。
- ・ 活動の立ち上げを希望するグループが現れた場合はそのグループの支援からスタートするが、希望するグループが現れない場合には類似の活動（子どもの外遊び活動等）を行っている団体等に対して働き掛けを行っていく。

### 【行政支援のあり方の変化】

- ・ 冒険遊び場が区内に増えてくるに従って普及啓発やPRのための事業は徐々に縮小し、代わって、団体登録したグループが安定的・継続的に活動を行っていきける仕組みづくりを強化する方向へシフトしてゆく。（支援委員会の役割が縮小し、ネットワークの役割が拡大するイメージ）

### 【事業実施にあたっての考え方】

- ・ 事業の実施にあたってはこの報告書の記載内容に縛られることなく、事業の進捗や状況の変化に応じて、冒険遊び場ネットワークや関係団体等の意見を参考にしながら、適宜修正して実施していくことが望ましい。

